

障害のある方への差別をなくし、共に生きる社会を目指して

障害者差別解消法がスタートします

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が平成28年4月1日から施行されます。この法律は、国の行政機関や地方公共団体等および民間事業者による「障害を理由とする差別」の禁止を定めています。

「障害を理由とする差別」とは？

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別となります。

▽障害を理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否したり制限したりしてはいけません。

▽障害のある方への合理的配慮とは？

障害のある方やその家族から配慮を求められた場合に、負担になりすぎない範囲で次のような合理的配慮を行うことが求められます。

（例）車いすの方が乗り物に乗るときに手助けをする／聴覚障害のある方と筆談でコミュニケーションを取る／視覚障害のある方に読み上げて説明する／知的障害のある方にわかりやすく説明する

障害者差別解消法の対象範囲

国の行政機関・地方公共団体等	禁止	法的義務	障害のある方への合理的配慮
民間事業者（個人事業者、NPO等を含む）	禁止	努力義務	障害のある方に対し合理的配慮を行わなければならない
			障害のある方に対し合理的配慮を行うよう努めなければならない

障害者差別解消法について詳しく知りたい方は、内閣府ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

障害福祉サービス等説明会を行います

申込不要ですので、お気軽にお越しください。
 日時・会場：5月12日（木） 14時 市民学習情報センター
 対象者：障害をお持ちの方（手帳の有無は問いません）、障害福祉サービス利用者およびご家族
 内容：障害福祉サービス等の改正事項について／障害者差別解消法の施行について／その他

家庭福祉課 内線2432

期日前投票所の開設について

平成28年7月執行予定の参議院選挙において、ショッピングセンターELM内に市役所本庁舎、金木総合支所、あすなるホール市浦に続く4カ所目となる期日前投票所を開設します。
 公示日前であるため

開設場所や開設時間、開設期間等は未定ですが、決まり次第、ホームページや広報ごしよがわらによりお知らせいたします。

また、期日前投票所における投票において、これまで市町村合併前の旧五所川原地区、旧金木地区、旧市浦地区といった地区による制限を設けていましたが、今後は制限がなくなり、4カ所の期日前投票所いずれにおいても投票できるようになります。勤務先やお買物先に近い期日前投票所をご利用ください。

注意

投票日当日は、従来どおり各家庭に配布される入場券に記載されている指定の投票所以外では投票できませんのでご注意ください。



みんなの一票大切に！

選挙管理委員会 内線2752